

山梨県公報

第千六百三十五号

平成十八年

一月二十六日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	三二
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	三二
道路の区域変更(二件)	三三
道路の供用開始	三三
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	三三
字の区域変更(二件)	三三
公告	三三
清算人の退任	三四
土地区画整理事業の換地処分	三四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	三四

告示

山梨県告示第三十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
あさひ調剤薬局	斐崎市若宮二丁目十四の三
まえざわクリニク	斐崎市若宮二丁目十四の一

山梨県告示第三十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
三十三調剤薬局	南巨摩郡身延町飯富千七百四番地

山梨県告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字三富川浦字日影二一〇四番の一地先から 山梨市大字三富川浦字切付一〇七一番の一地先まで	二六・〇〇	二四・〇〇	(メートル)	一〇五・〇
	五〇・〇	五〇・〇		

山梨県告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市大泉町大字谷戸官有無番地地先から 北杜市大泉町大字谷戸官有無番地地先まで	二〇・四 三四・五	二〇・四 三三・五		四一・五

山梨県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	山梨市大字三富川浦字円川一七 九五番の二地先から 山梨市大字三富川浦字円川一六 九〇番の三地先まで	一〇〇・〇	平成十八年 一月二十六 日

山梨県告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田三五番一
- 二 道路の幅員
最大六・〇二メートル 最小六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
五〇・〇五メートル

山梨県告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
上野原市上野原字下新町六五四番八
- 二 道路の幅員
最大一一・三八メートル 最小四・〇五メートル
- 三 道路の延長
三一・四三メートル

山梨県告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、豊富村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年一月二十六日

変更前の字の区域	大字大鳥居字久保田一一二二から一一二四までの各一部、一一二七の一部、一一三三の一部、一一三八の一部、一一四二の一部、一一四三の一部、一一四六の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部	変更後の字の区域	大字大鳥居字前田
	大字大鳥居字前山五七一五の二の一部		大字大鳥居字久保田
	大字大鳥居字久保田一一三三、一一三四、一一三五、一一三六に隣接する道路である国有地の一部		
	大字浅利字宮ノ下二六九一の一、二六九二の二の一部、二六九六の一部、二六九七の一、二六九八の一、二六九八の二、二七〇〇、二七〇一、二七〇三		大字浅利字熊ノ原

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、富士吉田市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	大字小明見字丸三〇〇七の八	変更後の字の区域	大字小明見字向海
----------	---------------	----------	----------

大字小明見字御伊勢山三二一八の一、三二一九の一、三二二〇から三二二二まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である富士吉田市有地の一部並びに三二二七の二に隣接する道路である富士吉田市有地の一部

大字小明見字海端三二二九から三三三四まで、三二九一から三二九八まで、三三〇一から三三二二まで、三三三三の一、三三三三の二、三三三三の三、三三三八の二、三三三九から三三四四まで、三三四五の二から三三四五の三まで、三三四六の一、三三四六の二、三三四七の一、三三四七の二、三三四八、三三五四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である富士吉田市有地の一部

大字小明見字小原三五六四、三五六四の内一、三五六五、三五六六、三五六八の一、三五六九、三五七〇、三五七一の二から三五七一の五まで、三五七二の二、三五七四の二、三五七五から三五八一まで、三五八二の一、三五八三から三五八五まで、三五八七から三五八九まで、三五九〇の一、三五九一の二、三五九六から三六〇一まで、三六〇二の一、三六〇二の二、三六〇三の一、三六〇四、三六〇五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である富士吉田市有地の一部

公 告

● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項の規定において準用

する同法第十八条第十六項の規定により、解散した増田土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

清算人氏名	住 所	退 任 年 月 日
田中 武紀	笛吹市八代町増利一九二五番地	平成十七年十二月一日
小山 一昭	笛吹市八代町増利一九三三番地	平成十七年十二月一日

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称
富士吉田市向海土地区画整理組合
- 二 施行区域に含まれる地域の名称
富士吉田市小明見字海端、小原、御伊勢山及び丸の各一部
- 三 事業計画決定の年月日
平成二年十二月十七日
- 四 土地区画整理事業の名称
富士吉田市向海土地区画整理事業
- 五 事務所所在地
富士吉田市下吉田千八百四十二番地
- 六 換地計画認可の年月日
平成十六年六月十六日
- 七 換地処分通知完了の年月日
平成十七年五月二十日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河西字大林五〇六の一、五〇六の四、五〇六の五、五〇六の六、五〇六の七、五〇六の八及び五〇六の九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年一月二十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
韮崎市大草町若尾字高芝原一二一五の一、一二一五の三、一二一五の二、一二一五の三、一二一五の四、一二四一の一、一二四二の一、一二四三の一、一二四三の二、一二四四の一、一二四四の二、一二四四の三、一二四四の四、一二四七の一、一二四七の二、一二四七の三、一二四九の一、一二四九の二、一二四九の三、一二五三の一及び一二五三の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

水道
園路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葦崎市大草町若尾千二百八十六番地 野沢精工株式会社 代表取締役 野沢羊一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番